

訪問看護ステーション米子東 ご利用案内（介護保険用）

（ 重要事項説明書 令和 6 年 6 月 1 日現在 ）

* 介護保険証の確認

利用申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

1. 施設の概要

（１）施設の名称等

運営主体	社会医療法人仁厚会 理事長 藤井 一博
所在地	鳥取県米子市淀江町佐陀 2169 番地
施設名	訪問看護ステーション米子東
事業内容	訪問看護、介護予防訪問看護
開設年月日	平成 19 年 6 月 1 日
連絡先	電話番号 0859-30-3370 ファックス番号 0859-30-3371
管理者	松本 知子
事業所番号	指定介護保険事業番号 3160290221 指定訪問看護ステーションコード 0290221
サービス提供地域	米子市、西伯郡内町村 (上記地域以外の方も、ご希望の方はご相談ください)
営業日及び営業時間	月曜日～金曜日の 9 時 00 分から 17 時 00 分 (ただし、8 月 14 日、8 月 15 日、12 月 30 日から 1 月 3 日を除く)

（２）目的と運営方針

訪問看護ステーション米子東は在宅において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた方、または要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護を認めた方に対し、適正な訪問看護サービスを提供することを目的としています。

この目的に沿って、訪問看護ステーション米子東の訪問看護師等は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、リハビリテーションの援助を行います。また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（３）職員体制

下記人員を下回らないものとします。

職種	人員			業務内容
	常 勤	非常勤	合 計	
管理者	1		1	従業者の管理・業務管理
看護職員 (看護師・准看護師)	2 以上	必要数	2 以上	利用の申込みの受付、訪問看護計画の作成、訪問看護サービスの提供

2. サービス内容

在宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

また、災害や緊急事態が発生した際にも、サービスの継続を確保するため業務継続計画（BCP）を策定しています。

3. 利用料金

（1）基本料金・その他の料金

別紙「料金表」をご参照ください。

（2）支払い方法

- ① 毎月15日までに、前月分の請求書を送付いたします。内容をご確認いただき、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ② お支払方法は、現金または口座振替でお願いいたします。その他のお支払方法につきましてはご相談に応じます。
- ③ 領収書の再発行はいたしかねますのでご了承下さい。

4. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

お電話等でお申し込み下さい。当事業所の職員がお伺いいたします。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員（ケアマネージャー）とご相談下さい。

（2）サービスの利用終了

利用の終了を希望される時は、1週間前までにお申し出下さい。

5. 個人情報の取り扱い

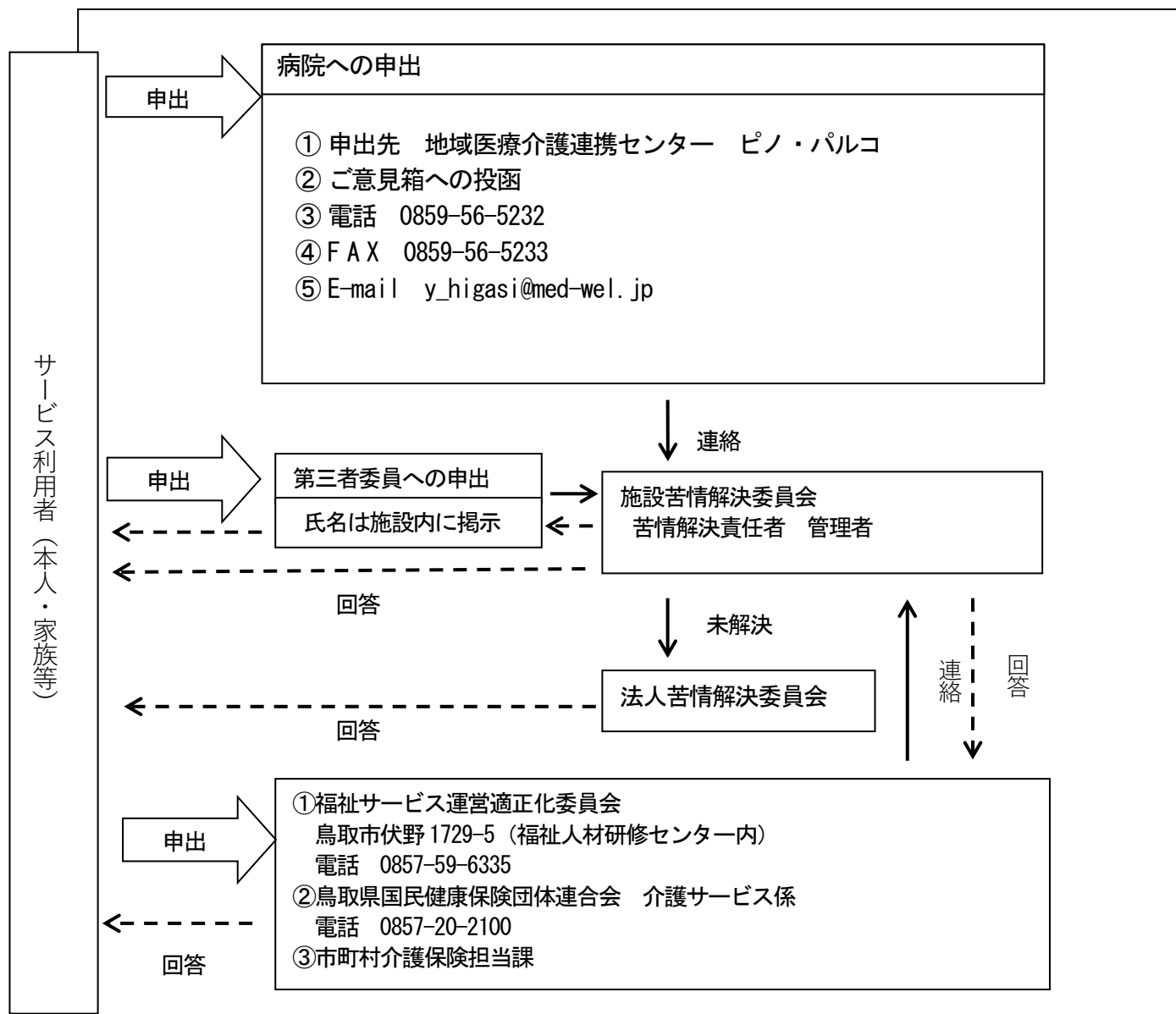
「個人情報使用同意書」により個人情報使用の同意について確認させていただきます。
内容についてはそちらをご確認ください。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、家族、居宅介護支援事業所へ連絡いたします。

7. 要望及び苦情等の相談

事業所に対する相談・苦情につきましては、以下の方法でお受けいたします。



8. その他

(1) その他の当施設に関連した介護保険サービスのご案内

① 居宅介護支援事業

居宅介護支援センター ル・サンテリオンよどえ

居宅介護支援センター ル・サンテリオン北条

居宅介護支援センター ル・サンテリオン鹿野

② 介護老人保健施設

介護老人保健施設 ル・サンテリオンよどえ

介護老人保健施設 ル・サンテリオン北条

介護老人保健施設 ル・サンテリオン鹿野

③ 居宅サービス事業関係

訪問リハビリテーション米子東

通所リハビリテーション米子東

訪問看護リハビリステーションくらよし

認知症対応型共同生活介護 グループホームほうじょう

認知症対応型共同生活介護 グループホーム鹿野

(2) なお、法改正等により重要事項説明書記載事項に変更がある場合は、その都度文書等によりお知らせします。

年 月 日

訪問看護ステーション米子東の利用にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 訪問看護ステーション米子東

説明者 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から重要事項についての説明を受けました。

利用者氏名 _____

代筆者 _____

続柄 ()

訪問看護 サービス利用料金表(介護保険)

基本料金（訪問 1 回につき）						
訪問看護費			介護報酬	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護	所要時間	30 分未満	4,710 円	471 円	942 円	1,413 円
		30 分以上 60 分未満	8,230 円	823 円	1,646 円	2,469 円
		60 分以上 90 分未満	11,280 円	1,128 円	2,256 円	3,384 円
		※早朝（6 時～8 時）、夜間（18 時～22 時） 25%割増 ※深夜（22 時～翌 6 時） 50%割増				
要支援	所要時間	30 分未満	4,510 円	451 円	902 円	1,353 円
		30 分以上 60 分未満	7,940 円	794 円	1,588 円	2,382 円
		60 分以上 90 分未満	10,900 円	1,090 円	2,180 円	3,270 円
		※早朝（6 時～8 時）、夜間（18 時～22 時） 25%割増 ※深夜（22 時～翌 6 時） 50%割増				
加算項目（訪問 1 回につき算定）			介護報酬	1 割負担	2 割負担	3 割負担
複数名訪問看護加算（30 分未満）		同時に複数の看護師が訪問を行った場合	2,540 円	254 円	508 円	762 円
複数名訪問看護加算（30 分以上）			4,020 円	402 円	804 円	1,206 円
長時間訪問看護加算		特別管理加算対象者に 90 分を超える訪問を行った場合	3,000 円	300 円	600 円	900 円
サービス提供体制加算（イ）		施設基準を満たし届出を行った場合（勤続 7 年以上の職員が 30%以上）	60 円	6 円	12 円	18 円
サービス提供体制加算（ロ）		施設基準を満たし届出を行った場合（勤続 3 年以上の職員が 30%以上）	30 円	3 円	6 円	9 円
加算項目（月 1 回算定）			介護報酬	1 割負担	2 割負担	3 割負担
特別管理加算（Ⅰ）		在宅悪性腫瘍患者指導管理料等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している利用者様に対する加算	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算（Ⅱ）		在宅酸素療法指導管理料等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等の利用者様に対する加算	2,500 円	250 円	500 円	750 円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）		① 利用者等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある。 ② 緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている。	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）		上記①に該当するもの	5,740 円	574 円	1,148 円	1,722 円
退院時共同指導加算		看護師が病院・施設に出向き、医師・看護師等と共同して居宅における療養上必要な指導を行った場合	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円

初回加算（Ⅰ）	新規利用者様に退院日に初回訪問を行った場合	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
初回加算（Ⅱ）	新規利用者様に退院日翌日以降に初回の訪問を行った場合	3,000 円	300 円	600 円	900 円
その他加算					
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日 14 日以内に、2 日以上ターミナルケアを行った場合	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円

○その他の料金

項 目	金 額	要 件
交通費	(片道) 2 0 0 円	サービス提供地域以外にお住まいの方は、交通費をご負担頂きます
死後の処置	1 0 , 0 0 0 円	訪問看護の提供と連続して行われた在宅での死後の処置に伴う費用
差額費用の利用料	営業時間内 3 0 分につき 1 , 5 0 0 円 営業時間外 3 0 分につき 2 , 0 0 0 円	平均的な訪問看護の時間を超える訪問看護で、2 時間を超える場合
	3 0 分につき 3 , 0 0 0 円	営業日以外の日、営業時間以外の時間における訪問看護

- * この他サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話、及び必要な衛生材料等の費用は利用者様のご負担となります。